

第百二十回国会 衆議院 議院運営委員会 議 録 第二十三号

平成三年三月二十七日(水曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 森 喜朗君

理事 与謝野 馨君

理事 額賀福志郎君

理事 中川 昭一君

理事 阿部末喜男君

理事 貝沼 次郎君

理事 浅野 勝人君

理事 北村 直人君

理事 野田 実君

理事 山口 俊一君

理事 小林 守君

理事 竹村 幸雄君

理事 平田 米男君

理事 伊藤 英成君

理事 谷垣 禎一君

理事 野呂 昭彦君

理事 清水 勇君

理事 森井 忠良君

理事 岡田 克也君

理事 鴻池 祥肇君

理事 福永 信彦君

理事 山本 拓君

理事 須永 徹君

理事 堀込 征雄君

理事 東中 光雄君

理事 櫻内 義雄君

理事 村山 喜一君

理事 緒方信一郎君

理事 長 村山 喜一君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

理事 長 緒方信一郎君

委員の異動

三月二十七日

辞任

東中 光雄君

同日

正森 成二君

補欠選任

東中 光雄君

三月二十二日

国立国会図書館地方分館設置及び図書資料の利用に関する陳情書(福岡県北九州市小倉北区大手町一六の二の一四一一竹本一俊)(第九〇号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

議員西岡武夫君永年在職表彰の件

国家公務員任命につき同意を求めるの件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件

衆議院常任委員会調査室規程の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○森委員長 これより会議を開きます。

まず、永年在職議員の表彰の件についてであり

ますが、議員西岡武夫君は、今月で在職二十五年に達せられましたので、先例により、院議をもって表彰することになります。

同君の表彰文は、前例に従って作成したお手元に配付の案文のとおりとし、表彰決議は、本日の本会議の冒頭において行うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議員西岡武夫君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

○森委員長 なお、本会議における表彰次第につきましては、まず議長発言をもって表彰決議を行い、次に議長が表彰文を朗読されます。次いで、

表彰を受けられた西岡君に登壇願った後、同君から謝辞が述べられます。

また、記念といたしまして、表彰を受けられた西岡君の肖像画を院内に掲げるとともに、別に小型の肖像画を贈呈することになっております。

○森委員長 次に、国家公務員任命につき同意を求めるの件についてであります。

議員、宇宙開発委員会委員、商品取引所審議会会長及び同委員に、お手元の印刷物にあります諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、国家公務員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員

伊原 義徳君 中江要介君三、二四任期満了につきその後任

宇宙開発委員会委員

野村 民也君 齋藤成文君三、三一任期満了につきその後任

商品取引所審議会会長及び同委員

会長 杉山 克己君 別府正夫君三、三一任期満了につきその後任

委員 池田 正義君 久保田晃君三、三一任期満了につきその後任

植田 守昭君 杉山克己君三、三一任期満了につきその後任

神崎 克郎君 三、三一任期満了につき再任

酒巻 俊雄君 三、三一任期満了につき再任

○森委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○森委員長 次に、本日予算委員会の審査を終了する予定の平成三年度一般会計暫定予算、平成三年度特別会計暫定予算及び平成三年度政府関係機関暫定予算について、委員長から緊急上程の申し出があります。

右各案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、採決は、一括して起立採決をもって行います。

○森委員長 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件、衆議院常任委員会調査室規程の一部改正の件についてであります。

順次事務総長の説明を求めます。

○緒方事務総長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外三件について御説明申し上げます。

まず、本会議に上程される二件についてであります。

一つは、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件であります。これは、本年四月から、永年在職議員に支給する特別交通費を、月額二十五万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

一つは、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、事務局職員定員千七百七十四人を千七百七十三人にしようとするものであります。

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

議院運営委員会議録第二十三号

平成三年三月二十七日

第一類第十七号

次に、委員会の承認をいただく二件であります。一つは、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合にあっては一万六千五百円を一万七千五百円に、四時間以上の場合にあっては二万九百円を二万九千九百円に、それぞれ引き上げようとするものであります。一つは、衆議院常任委員会調査室規程の一部改正の件であります。これは、平成三年度の本院予算定員において常任委員会次席調査員が設置されたことに伴う、所要の改正を行おうとするものであります。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

衆議院常任委員会調査室規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 それでは、まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件、衆議院常任委員会調査室規程の一部改正の件の二件につきましては、いずれもお手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○森委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案並びに衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○森委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○緒方事務総長 まず最初に、西岡武夫さんに対する表彰の決議を行います。次いで西岡さんから謝辞が述べられます。

次に、国家公務員任命につき同意を求める件についてお諮りをいたします。採決は二回になります。一回目は原子力委員会委員及び宇宙開発委員会委員で、共産党が反対でございます。二回目は商品取引所審議会会長及び同委員で、全会一致であります。

次に、動議により、暫定予算三案を緊急上程いたします。渡部予算委員長長の報告がございます。三案を一括して採決いたしました。共産党が反対でございます。

次に、日程第一につき、奥田商工委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。次に、日程第二につき、伊藤法務委員長長の報告

がございまして、全会一致であります。

次に、日程第三につき、浜田社会労働委員長長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案及び衆議院事務局職員定員規程の一部改正案の両案を緊急上程いたしました。与謝野理事の趣旨説明がございまして、両案を一括して採決いたしました。共産党が反対でございます。本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十三号
平成三年三月二十七日
午後二時開議
第一 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二 司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○森委員長 それでは、本日の本会議は、午後四時二十分予鈴、午後四時三十分から開会いたします。

○森委員長 次に、今回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る四月九日火曜日正午から開会することといたします。また、同日午前十一時理事会、午前十一時三十分から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二十五万円」を「三十万円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定は、平成三年四月一日から適用する。

理由 各議院の永年在職表彰議員が受ける永年在職表彰議員特別交通費の月額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程
衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）の一部を次のように改正する。

第一条中「千七百十四人」を「千七百十三人」に改める。

附則 この規程は、平成三年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定の一部を次のように改正する。

別表第二中「一六、五〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改める。

附則 この規程は、平成三年 月 日から施行する。

衆議院常任委員会調査室規程の一部を改正する規程案

衆議院常任委員会調査室規程の一部を改正する規程

衆議院常任委員会調査室規程（昭和三十年七月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「主任調査員」の下に「及び次席調査員」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

常任委員会調査室には、必要がある場合においては、次席調査員を置くことができる。

第四条第一項中「第五条及び第六条の事務を掌る」を「次条及び第六条の事務（以下「室務」という。）を掌理する」に改め、同条第二項中「主任調査員は」の下に「調査室長を助け室務を整理し」を加え、「場合において、調査室長の」を「場合は、その」に改め、同条第三項中「常任委員長及び調査室長」を「上司」に、「第五条及び第六条の事務」を「室務」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

次席調査員は、主任調査員を助け室務を整理する。

附 則

この規程は、平成三年四月 日から施行する。

平成三年三月二十九日印刷

平成三年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B